

令和4年度第3回農業委員会総会議事録

開会月日	令和4年6月27日(月)		開議の時刻	午前10時25分		
場 所	市総合会館4階 多目的ホールA		閉議の時刻	午前11時37分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	欠 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	出 席	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	〃	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	小林 裕介	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	1 開 会	<p>副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>2 番 杉浦 勉 委員    3 番 島田 安三 委員</p>
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、1 番の申請について、大字上野本在住の申請人（受人）より、東京都豊島区在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は遠方に居住で耕作困難のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件</p> <p>1 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、大字正代在住の申請人が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、離れ、物置を目的として追認により転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は離れ、物置として使用されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、離れ、物置の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>

<p>議案第3号 農地法第5条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>2番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、2番の申請について、比企郡川島町所在の申請人としての法人が、大字下野本地内に所有する農地（畑1筆）を、農機具修理工場の建築を目的として転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、農機具修理工場の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員より、申請人は市より払い下げを受けて本申請地を転用するわけだが、現状が農地ではなく道路であるために農地所有適格法人ではない申請人が所有することができるのかとの確認があった。</p> <p>事務局より、その通りであるとの回答がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件</p> <p>1番の申請について</p> <p>松山地区・千葉委員より、1番の申請について、大字松山所在の申請人としての法人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑1筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2番の申請について</p> <p>松山地区・千葉委員より、2番の申請について、行田市在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づ</p>
--	--

き、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 3番の申請について

松山地区・千葉委員より、3番の申請について、大字石橋在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字野田地内に所有する農地（畑2筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 4番の申請について

松山地区・千葉委員より、4番の申請について、松山町2丁目在住の申請人（受人）より、松葉町1丁目在住の申請人（渡人）が、松山町2丁目地内に所有する農地（畑1筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 5番の申請について

唐子地区・荒川委員より、5番の申請について、大字松山在住の申請人（受人）より、坂戸市在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、専用住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、専用住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承

認した。

#### 6 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、6 番の申請について、比企郡嵐山町在住の申請人（受人）より、川越市在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑2筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 7 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、7 番の申請について、ふじみ野市所在の申請人（受人）としての法人より、大字石橋在住の申請人（渡人）外2名が、大字石橋地内に所有する農地（畑5筆）を、分譲住宅（23棟）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10h a 未満であるため第2種農地と判断され、分譲住宅（23棟）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 8 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、8 番の申請について、和光市在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）外1名が、大字毛塚地内に所有する農地（畑3筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10h a 未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

9 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、9 番の申請について、大里郡寄居町在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字上野本地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

10 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、10 番の申請について、熊谷市所在の申請人（受人）としての法人より、大字下青鳥在住の申請人（渡人）が、大字下青鳥地内に所有する農地（畑 1 筆）を、分譲住宅（5 棟）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、分譲住宅（5 棟）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

11 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、11 番の申請について、鶴ヶ島市在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅の建築（申請者居住用）のため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅の建築（申請者居住用）の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

12 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、12 番の申請について、大字古凍在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人

<p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p>	<p>(渡人) が、大字柏崎地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、専用住宅の建築 (申請者居住用) のため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅の建築 (申請者居住用) の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、8 筆の利用権設定を承認した。</p>
<p>議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) の件について</p>	<p>議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) の件について</p> <p>野村議長が利害関係者のため退室したことから、久保田職務代理が議長を代理する。議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>議案第 6 号 農業振興地域整備計画用途区分変更申請について協議の件</p>	<p>議案第 6 号 農業振興地域整備計画用途区分変更申請について協議の件について</p> <p>野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。議長は市農政課に対し説明を求め、市農政課より農業振興地域整備計画の用途区分変更の申請があった案件に関し、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。</p> <p>(1) 農用地区域からの除外案件 1 番の事案について</p> <p>大岡地区・藤野委員より、1 番の事案について、申請</p>

<p>報告案件</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件</p> <p>その他</p>	<p>書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、1番の事案について除外はやむを得ないとした。</p> <p>2番の事案について 唐子地区・荒川委員より、2番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、2番の事案について除外はやむを得ないとした。</p> <p>3番から8番の事案について 高坂地区・鹿田委員より、3番から8番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、3番から8番の事案について除外はやむを得ないとした。</p> <p>9番の事案について 野本地区・杉浦委員より、9番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、9番の事案について除外はやむを得ないとした。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、9件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和4年7月25日(月) 午前10時20分～ 会 場 市総合会館4階 多目的ホールB</p>
--	---

午前 11 時 37 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 4 年度第 3 回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 10 月 25 日

議長 野村 孝行

委員 杉浦 勉

委員 島田 安三